慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 二九六〕 保険契約者の重過失による告知義務違反
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.8 (1989. 8) ,p.83- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890828-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二九六〕　保険契約者の重過失による告知義務違反

（札幌高裁昭和五八年六月一四日判決
昭和五七年(ネ)第一〇五号保険金請求控訴事件、控訴棄却（確定）
金融・商事判例六八六号二九頁）

〔判示事項〕

保険契約者が、過去に切除手術した悪性の黒色腫の病歴につき、これを単なる一過性の「できもの」と認識したために保険者に告知しなかったとしても、そのこと自体が重大な過失による告知義務違反にあたる。

〔参照条文〕

商法六七八条。

〔事　実〕

訴外Aは、昭和五〇年一月頃、右足親指の甲側部分に腫瘍が生じたので医師の診察を受けたところ、医師は、右足背部に鶏卵大の腫瘍が認められたうえ、既往症として右部位について切除手術および植皮療法を受けていることが認められたことから、悪性の腫瘍であると診断し、入院手術をすすめ、その結果Aは病院に約二週間入院して、右足背部腫瘍切除および右切除部位への左大腿部からの遊離植皮手術を受けた。右腫瘍は、病理組織学的検査の結果悪性黒色腫と診断されたが、医師はAの父親に対してはその旨を説明したものの、A本人には直接説明するところはなかった。その後Aは退院したが、昭和五四年七月に診療を受けたところ、当該切除部位の状態は植皮を含めまったく正常であったものの、触診により広範な皮下硬結が認められたうえ、下肢に鶏卵大の大きな皮下腫瘤が認められたため、悪性黒色腫が右大腿部、そけい部に転移したものと診断され、大学病院に入院し、治療を受けたけれども昭和五五年三月悪性黒色腫が原因となって死亡するに至った。

ところで、Aは、昭和五四年二月一九日、Y生命保険株式会社（被告・被控訴人）との間で、死亡保険金を一、〇〇〇万円、保険契約者・被保険者をともにA、死亡保険金受取人を妻X（原告・控訴人）とする生命保険契約（養老保険契約）を締結していたので、右Aの死亡にもとづき、XはY会社に保険金の支払を請求したが、Y会社は、Aは本件契約締結にあたり、本件約款

所定の「過去一〇年以内の健康状態」に関する質問事項のうち、「腫瘍、がん、肉腫、ポリープ、白血病」、「上記以外の病気あるいは外傷」の各項についていずれも該当事実「無」と回答しており、これは悪意または重大な過失により告知義務に違反したことにあたるものとして本件契約を解除した。

これに対して、Xの側では、Aは本件腫瘍につきいわゆる「できもの」程度の認識を有していたにすぎず、また、その切除手術後四年以上も健康状態に異常もなく、鉄筋の加工、組立職人等として元気に稼動していたので、本件契約締結の際には右手術について全く失念していたため、これを告知し得なかったものであり、Aには悪意はもちろん重大な過失があったものということはできないと主張し、右契約解除の効力を争った。

これに対して、第一審（釧路地判昭和五七年三月五日）は、「Aは、本件保険契約締結当時、自己の右足背部に生じた鶏卵大に近い黒色の腫瘍が、尋常一様の疾患ではないことを容易に知り得たものと推認されるのに、これを知るに至らなかったことおよび前記告知書の告知事項について回答する際、少しの注意をすれば、約四年前の昭和五〇年一月に前記右足背部の腫瘍切除手術を受けたことを容易に思い出してこれを告知し得たものと推認されるのに、これを告知しなかったことについて、いずれもAには重大な過失があったものといわざるを得ない。」と判示した。Xは、これを不服として、控訴した。

【判　旨】　控訴棄却。

「〔本件事実〕からみて、Aは、本件保険契約締結に当り、前記告知書所定の告知事項について回答する際、自己の右足背部に鶏卵大の黒色の腫瘤が生じ、これにより昭和五〇年一月に約二週間入院の上、腫瘍切除手術を受けたことに思いを致し、これが自己の生命ないし身体の健康状態の測定上重要な事実であることを認識の上、これをY会社に告知することが容易であったのに敢えて『腫瘍』および『上記以外の病気あるいは外傷』のいずれにも該当するとしなかったことはAに少くとも重大な過失があったものといわざるをえない。

この点、Xは、Aは本件疾病を単なる『できもの』程度に考え、『病気』というような事実の重要性の認識がなかったことから、本件保険契約締結当時にはこれを失念していたものであって、このことについてAには悪意は勿論、重大な過失があったということはできない旨主張〔す〕……るが、……Aの本件悪性黒色腫の症状経過からみると本件保険契約締結に当り、重要事実について告知する際、Aが、過去四年前に二週間も入院して切除手術までした右足背部の腫瘤の発生事実を失念していたものと認めることはできず、たとえ、A自身は右腫瘤が悪性の黒色腫である旨の病名を認識していなかったとしても、前記症状の経過からみれば既往症についてそれが自己の健康に重大な影響をもたらすのではないかとの危惧なり不安を少くともその内心に多少なりとも潜在させていたと推認されるので、Aが右疾病を全く一過性の単なる『できもの』程度の認識にとどめ

て、前記〔告知書〕の『腫瘍』あるいは『上記以外の病気あるいは外傷』のいずれにも当らないとして、告知する程の重要な事実ではないと考えていたかは大いに疑問であるし、仮にAがそうした認識の下に右告知事項のいずれにも当らないとして、自己の過去の病歴について告知しなかったとすれば、前記症状の経過からみてAは余りに軽率であるといわざるをえず、そのこと自体重大な過失といえ〔る〕。」

〔研　究〕 判決の結論に異存はないが、理論的には検討を要すべき問題がのこる。

一、生命保険契約の締結に際して、保険契約者または被保険者が保険者に告げなければならない「重要ナル事実」（商法六七八条一項）すなわち告知事項は、当該保険契約の内容となっている危険の蓋然性に関する重要事実である。この場合の重要性の判断は、その事実が告知されたとすれば、保険者がその保険契約の申込に対して承諾をしなかったか、または、同一条件では承諾しなかったであろうと認められる程度を基準とする。そして、ある事実が当該保険契約の内容となっている危険の蓋然性に関するものであるかどうかということ、および、その事実が右の基準にしたがって重要性をもつかどうかということは、当該保険制度の技術的構造に則して客観的に定まるべきことがらに属する（倉沢「告知義務」保険契約法の現代的課題三七頁以下）。この点だけからいえば、本件生命保険契約の内容となっている死亡危険の蓋然性に関して、被保険者Aの悪性黒色腫に関する病歴が告知事項に該当することについては異論の余地はなく、したがって、本件契約の締結にあたり、客観的に保険契約者および被保険者たるAに告知事項についての不告知という事実があったことはあきらかである。

ただ、ことに生命保険のような家計保険にあっては、加入者保護の観点からいっても、単に右に述べたような客観的な事実があるというだけで告知義務違反の効果が生ずべきものではない。本件は、まさにこの点に関して問題を投げかけるケースであるといえよう。

二、第一に問題になるのは、ある事実が告知事項に該当するかどうかということが、保険技術に精通してはいない保険契約者および被保険者にはわからない場合がありうるという点である。もし、保険契約者または被保険者が主観的にある事実を告知事項には該当しないものと判断して告知をしなかった場合にも、常に告知義務違反の効果が生ずるものとすると、善意の加入者が不測の不利益をこうむるということが起こりうる。

もともと、告知事項の基準となる当該保険技術を形成した者は保険者である。したがって、そのことに関する情報量のアンバランスという観点からすれば、保険者としては、保険契約者または被保険者からの自発的告知をまつのではなくて、当該保険制度の技術の上で重要な事項につき積極的に保険契約者または被保険者に質問し、保険契約者または被保険者がこれに応答する形式で告知を求めるのが合理的であるものといえる。もち

ろん、その方法だけによるとすれば、ある特定の被保険者に固有の特殊な事情は保険者の側で質問しつくすことができないから、保険団体へのバッド・リスク混入のおそれという難点が生ずることは否定できないが、そのような難点と加入者保護とを比較考量してもなお、こと家計保険に関するかぎり、告知義務を応答義務に変質させるべきものと考えられる。

すでに、一九七四年に保険法制研究会が公表した「損害保険契約法改正試案」は、家計保険としての損害保険につきこのことを立法論的に提案しているが、現在の実務では、損害保険・生命保険を問わず、家計保険につき約款によって応答義務制度を採用するに至っている。本件契約においても、告知事項がいわゆる「質問表」として申込書の上に列挙され、保険契約者および被保険者はこれに応答することによって告知義務を履行するという方式がとられている。

ところが、生命保険契約における質問表では、ほんらい多様な個人差のある既往症を列挙しつくすことがむずかしい上に、告知事項として医学的な病名を記載することにならざるをえないから、かりに被保険者に自覚的な症歴があったとしても、自分自身がその病名を知らなければ適切に応答することができないということにならざるをえない。そこで、生命保険契約における質問表には、常に「上記以外の病気あるいは外傷」といいわゆる「その他項目」が置かれる。

本件契約の申込書における質問表の中にも「その他項目」が記載されており、原審判決においては、Aの悪性黒色腫は、この「その他項目」に該当するものとしてAが告知すべきであったとされている。この点、本判決では、Aが質問表中のどの項目につき応答しなかったものと認められるべきかは、明確にされてはいない。本件質問表の中には、「腫瘍」という項目が別にあるが、質問表中の告知事項としての「その他項目」と特定の病名の項目とは、応答義務の履行の有無に関して、微妙な差異をもたらすべきものである。

というのは、質問表中の「その他項目」については、それが応答義務の前提たる質問表としての効力をもちうるものであるか否かにつき、疑問の余地があるからである。もし、質問表にもとづく告知義務を純粋な応答義務であるものと解したとすれば、「その他項目」は特定の具体的な事実の有無を質問するものではないから、質問表としての効力を有しないものと解するほかない。応答義務とは、質問されたことに答えさえすれば告知義務をすべて履行したことになるという意味であって、そのためには、質問表の中に告知事項のすべてが具体的に列挙されている必要があるのである。

「その他項目」は、保険団体におけるバッド・リスクの排除という制度的・客観的な目的のために、応答義務をもってしてはカバーすることができない事項の告知を補完するという機能をもつものである。したがって、もしそれが効力をもつものとすれば、それはもはや応答義務の範囲を超えた、固有の告知義務

を付加する――約款上に固有の告知義務を残存させて置く――という意味をもつものといえる。そうだとすれば、「その他項目」に対して適切な応答があったか否かの判断は、質問表上の他の具体的な項目の場合とは異なり、単に事実の有無を正しく応答したか否かということではなくて、保険契約者または被保険者がそれを生命保険のリスクに関する事実と認識しえたか否かということにもとづきなされなければならない。

三、第二に問題になるのは、商法六七八条一項の「悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ」という規定の意義の点である。この点については、相反する二つの見解の対立がある。すなわち、事実の存在については悪意であることを前提として、その上で、その事実が告知事項であることを知りまたは重大な過失によって知らなかったことをいうとするもの（大森忠夫・保険法一二七頁、田中誠二・新版保険法一六五頁）、これに対し、重大な過失によって事実の存在を知らなかった場合もここに含まれるとするもの（松本烝治・保険法一〇四頁、小町谷操三・海上保険法総論一〔海商法要義下巻四〕二六八頁、大判大正四年六月二六日民録二一輯一〇四四頁）である。

前説の見解は、「もし重過失による事実の不知の場合をも告知義務違反になるとすれば、保険契約者に事実の探知義務を負わせる結果となるが……制度の趣旨から考えて行過ぎ」（大森・前掲）という点を根拠とする。たしかに、告知義務制度の根拠から考えると、これが保険契約者および被保険者にとって事実の探知義務ともなりうるような解釈をとることはできないといえよう。しかしながら、法が重大な過失を要件とする場合には、実体的には悪意の場合だけを目的としながらも、事実の認識の有無という主観的事情の立証困難性を緩和するためにその要件がとられていることが多い。告知義務違反の場合にも、保険契約者または被保険者において事実の認識を否定した場合における保険者の立証（立証責任は保険者の側にある）の困難さを考えると、社会通念上悪意と同視できるというところまで立証すれば足りるという意味で、重過失を事実の存否にもかからしめるべきではないかとおもう（倉沢・前掲四七頁以下）。

それにもまして、事実の存否といっても、病歴の事実については、その存否につき主観的判断が加わる――痛いという事実の認識と、それが病気にもとづくという事実の認識との間には、本人の主観的判断による飛躍がある――ということがみのがされてはならない。すなわち、この場合における事実の認識と、それが告知事項であるということの認識とは、ほんらい峻別できない部分をもつことがらなのである。

本判決は、Aが事実の存在について悪意であり、それが告知事項たることを知らなかったとすれば重過失にあたるとする構成をとっているもののように読めるが、究局的には、Aが本件悪性腫瘍を単に「できもの」程度に思っていたとすれば「そのこと自体……余りに軽率」と判断していることに帰着するものであって、告知義務違反に関する悪意・重過失の判断はひっき

ょうそういうものだということを、本判決は示したものといえる。

〔最高裁民訴事例研究二七三〕

倉沢　康一郎

昭二八14（最高民集七巻七号七八七頁）

認知の確定判決がある場合に第三者による認知無効の訴えの許否

子の認知無効宣言請求事件（昭二八・六・二六第二小法廷判決）

昭和二二年一月二五日にXの夫A（本籍・岐阜県多治見市池田屋町二三六番地）が死亡した。Yは（三重県）津地方検察庁検事正を相手に子の認知の訴えを提起した。昭和二四年八月二日に津地方裁判所は「YはAの子である」との判決を言渡し、判決は確定した。Aの妻X（原告・控訴人・上告人）はY（被告・被控訴人・被上告人）に対して、「YをAの子であるとの認知は無効とする」旨の判決を求めて訴えを提起した。このXの認知無効宣言を求める訴えが本件事件である。

Xの主張は次のようなものである。①確かにAとYの母Bとは内縁関係にあったが、大正一一年九月一七日に千五百円の手切金で別れ、以後両者は関係を持たないから、Yは絶対にAの子ではない。Yは大正一四年一月二五日にBとその夫であるCの嫡出子として生まれた。②民法七八六条は裁判上の認知にも適用されるから、無効宣言を求めることは許される。③認知の訴えは意思表示を求める給付の訴えで、その認容判決の既判力は認知の意思表示に生じ、親子関係の存在は及ばない。

これに対して被告Yの主張は次のようなものである。④前訴の既判力は第三者に対しても及ぶから、本訴は既判力に触れて不当である。⑤民法七八六条は任意認知の規定で裁判上の認知には適用されない。⑥利害関係人の認知無効訴訟を認めると、次々に提起されて子の地位は永久に不安定である。⑦昭和一七年の民法改正は主観主義（意思主義）から客観主義（事実主義）への転換であり、それは認知の訴えにつき給付訴訟説から確認訴訟説への変容を意味する。

一・二審の裁判所（名古屋地裁・名古屋高裁）は次のような理由で、Xの主張を却けた。⑧認知の訴えは形成訴訟であり、認知の確定判決は法律上の親子関係を形成する。③は根拠がない。⑨家事審判法二一条の法意から、任意認知と強制認知の効力は異なり、認知の確定判決に対しては何人も争うことはできない（⑤が正しく、②は誤り）。⑩人事訴訟法三二条一項、一八条一項から認知判決は利害関係人その他一般の第三者に及ぶから（④が正しい）、既判力を免れるためには再審の訴えを提起するしかない。⑪「……（検察官を被告として認知訴訟の提起せられる場合、事案の真相を究明するに足る充分な資料が募集せられるか否か、多少の危ぐの念の存する場合